

平成十六年
第五百十九回国会提出

年金積立金管理運用独立行政法人法案参考資料

厚生労働省

目次

一 年金積立金管理運用独立行政法人法案要綱

二 年金積立金管理運用独立行政法人法案

三 年金積立金管理運用独立行政法人法案 新旧对照条文

年金積立金管理運用独立行政法人法案要綱

年金積立金管理運用独立行政法人法案要綱

第一 総則

一 名称

年金積立金管理運用独立行政法人とすること。（第二条関係）

二 管理運用法人の目的

年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生労働大臣から寄託された積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とすること。（第三条関係）

三 資本金

管理運用法人の資本金について所要の規定を設けること。（第五条関係）

第二 役員及び職員

一 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事一人を置くこ

とができるものとする。 (第六条関係)

二 理事の職務及び権限等、役員任期並びに役員欠格条項の特例について所要の規定を設けること。

(第七条から第十条まで関係)

三 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならないものとする。 (第十一条第一項

関係)

四 理事長及び理事は、第四の一の1の管理運用法人の業務 (以下「管理運用業務」という。) に関する職務の執行に際しては、慎重な専門家の注意を払うとともに、この法律その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならないものとする。 (第十一条第二項及び第三項

関係)

五 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させるこ

と等の行為を行ってはならないものとする。 (第十二条関係)

六 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。 (第十三条関係)

第三 運用委員会

一 管理運用法人に運用委員会を置くものとする。 (第十五条第一項関係)

二 業務方法書及び独立行政法人通則法第三十条第一項に規定する中期計画 (以下「中期計画」という。

) の作成又は変更に当たっては、運用委員会の議を経なければならないこととともに、運用委員会の権限について所要の規定を設けること。 (第十五条第二項から第四項まで関係)

三 第二の二、三及び六と同様の規定を設けること。 (第十七条関係)

第四 業務等

一 業務の範囲

管理運用法人は、第一の二の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十八条関係)

1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。

2 1の業務に附帯する業務を行うこと。

二 中期計画の記載事項

1 管理運用法人は、中期計画に、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項等を定めるものとする。 (第二十条第

一項関係)

2 管理運用法人は、1の事項を定めるに当たっては、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響等に留意しつつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の目的に適合するように定めるものとする。 (第二十条第二項及び第三項関係)

三 積立金の管理及び運用

1 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「厚生年金積立金」という。)及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金(以下「国民年金積立金」という。)の運用は、有価証券の売買、信託会社への信託、投資顧問業者との投資一任契約等の方法により安全かつ効率的に行われなければならないものとする。 (第二十一条第一項関係)

2 管理運用法人は、厚生年金積立金及び国民年金積立金を合同して管理及び運用を行うことができるものとする。 (第二十一条第二項関係)

四 年金積立金の管理及び運用に関する契約

管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、信託等の契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び契約等を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならないものとする。

(第二十二条関係)

五 制裁規程

1 管理運用法人は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならないものとし、これを変更しようとするときも、同様とするものとする。 (第二十二

三条第一項関係)

2 1の制裁規程においては、管理運用法人の役員、委員及び職員(以下「役員等」という。)が、この法律その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等にふさわしくない行為をしたときは、当該

役員等に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならないものとする。 (第二十三条第二項関係)

第五 財務及び会計

一 区分経理

管理運用法人は、次に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれに定める勘定を設けて整理しなければならないものとする。 (第二十四条第一項関係)

1 厚生年金積立金の管理に係る経理 厚生年金勘定

2 国民年金積立金の管理に係る経理 国民年金勘定

3 厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理並びに第四の一に規定する業務に必要な事務に係る経理 総合勘定

二 利益及び損失の処理の特例等

1 管理運用法人は、独立行政法人通則法の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益又は損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定が

ら受け入れた資金の額を基準として按分し、それぞれこれらの勘定に帰属させ、又はこれらの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとする。 (第二十五条第一項及び第二項関係)

2 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、独立行政法人通則法の規定により整理された積立金の額から厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならないものとする。 (第二十五条第四項関係)

第六 業務の概況の公表

管理運用法人は、各事業年度の決算完結後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他の事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならないものとする。 (第二十六条関係)

第七 雑則

一 厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、管理運用法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを求めることができるものとし、管理運

用法人は、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならないものとする。 (第二十七条関係)

二 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の評価に資するよう、当該独立行政法人評価委員会に報告しなければならないものとする。 (第二十八条第一項関係)

第八 その他

その他管理運用法人に関し所要の規定の整備を行うものとする。

第九 附則

一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

二 年金資金運用基金の解散等

年金資金運用基金は、管理運用法人の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に於いて必要な事項を定めた承継計画書に於いて定め

るところに従い、管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が承継するものとする。 （附則第三条関係）

三 管理運用法人の業務の特例等

管理運用法人は、年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（以下「旧事業団法」という。）

（第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金（旧事業団法第十七条第二項の規定に基づく業務（以下「資金確保業務」という。）及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律第二条の規定に基づく業務（以下「基盤強化業務」という。）に係る部分に限る。）の償還が終了するまでの間、管理運用業務のほか、二により承継した資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金の管理及び運用を行うものとする。 （附則第八条関係）

四 機構の業務の特例等

機構は、年金福祉事業団業務承継法第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、当該

債権の管理及び回収を行うものとともに、別に法律で定める日までの間、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者で一定の要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあっせんを行うことをその業務とすることができるとすること。（附則第三十条関係）

五 その他

その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うものとする。

年金積立金管理運用独立行政法人法案

年金積立金管理運用独立行政法人法

目次

第一章 総則（第一条 第五条）

第二章 役員及び職員（第六条 第十四条）

第三章 運用委員会（第十五条 第十七条）

第四章 業務等（第十八条 第二十三条）

第五章 財務及び会計（第二十四条・第二十五条）

第六章 業務の概況の公表（第二十六条）

第七章 雑則（第二十七条 第三十二条）

第八章 罰則（第三十三条 第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、年金積立金管理運用独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、年金積立金管理運用独立行政法人とする。

(管理運用法人の目的)

第三条 年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。

(事務所)

第四条 管理運用法人は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第五条 管理運用法人の資本金は、附則第四条第一項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 管理運用法人に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 管理運用法人に、役員として、理事一人を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第七条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第八条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む管理運用法人に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(次項において「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限る。)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 銀行業、信託業、証券業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を営む者であつて管理運用法人と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第十条 管理運用法人の役員解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）第九条」とする。

（役員等の注意義務）

第十一条 管理運用法人の役員及び職員は、年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行しなければならない。

2 理事長及び理事は、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）に関する職務の執行に際しては、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下で払う注意に相当する注意（第二十二条において「慎重な専門家の注意」という。）を払わなければならない。

3 理事長及び理事は、管理運用業務について、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分又は管理運用法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（理事長及び理事の禁止行為）

第十二条 理事長及び理事は、自己又は管理運用法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 特別の利益の提供を受け、又は受けるために、年金積立金の管理及び運用に関する契約を管理運用法人に締結させること。

二 自己若しくは自己と利害関係のある者の有する有価証券その他の資産を管理運用法人に取得させ、又は年金積立金の管理及び運用に係る資産を自己若しくは自己と利害関係のある者が取得するようにさせること。

(秘密保持義務)

第十三条 管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(役員及び職員の地位)

第十四条 管理運用法人の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 運用委員会

(運用委員会の設置及び権限)

第十五条 管理運用法人に、運用委員会を置く。

2 次に掲げる事項は、運用委員会の議を経なければならない。

一 業務方法書の作成又は変更

二 通則法第三十条第一項に規定する中期計画（第二十条において「中期計画」という。）の作成又は変更

3 運用委員会は、年金積立金の運用状況その他の管理運用業務の実施状況を監視する。

4 運用委員会は、前二項に規定するもののほか、管理運用業務に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（運用委員会の組織）

第十六条 運用委員会は、委員十一人以内をもって組織する。

（委員）

第十七条 委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第九条、第十一条第一項、第十三条及び第十四条並びに通則法第十四条、第二十一条第二項、第二十二

条並びに第二十三条第一項（第十条において読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項の規定は、委員について準用する。この場合において、通則法第十四条第三項中「第二十条第一項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第一項」と、通則法第二十二条中「非常勤の者」とあるのは「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」と、通則法第二十三条第一項及び第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は、」と読み替えるものとする。

第四章 業務等

（業務の範囲）

第十八条 管理運用法人は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 年金積立金の管理及び運用を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

第十九条 管理運用法人は、業務方法書で定めるところにより、金融機関その他政令で定める法人に対し、前条に規定する業務の一部を委託することができる。

2 第十一条及び第十二条の規定は、前項の規定により業務の委託を受けた者について準用する。

(中期計画の記載事項)

第二十条 管理運用法人は、中期計画に、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

二 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

三 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

2 前項各号に掲げる事項は、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安んずるべき事項を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第七十九条の二及び国民年金法第七十五条の目的に適合するものでなければならない。

3 第一項第二号に掲げる事項は、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、年金積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。

4 管理運用法人の中期計画に関する通則法第三十条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第二十条第一項各号に掲げる事項のほか、次に」とする。

(積立金の管理及び運用)

第二十一条 厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「厚生年金積立金」という。）及び国民年金法第七十六条第一項の規定に基づき寄託された積立金（以下「国民年金積立金」という。）の運用は、次に掲げる方法により安全かつ効率的に行われなければならない。

一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に規定する有価証券（同法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物（第六号において「標準物」という。）を含む。）であつて政令で定めるもの（株式を除く。）の売買

二 預金又は貯金（厚生労働大臣が相当と認めて指定したものに限る。）

三 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

- ロ 投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者をいう。）との投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。）であつて政令で定めるものの締結
- 四 厚生年金保険の被保険者及び国民年金の被保険者（国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者に限る。）を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み
- 五 第一号の規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け
- 六 債券オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させ、又は解除させることができる権利であつて政令で定めるものをいう。）の取得又は付与
- 七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定

めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。)の売買

八 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与

2 管理運用法人は、厚生年金積立金及び国民年金積立金を合同して管理及び運用を行うことができる。
(年金積立金の管理及び運用に関する契約)

第二十二條 管理運用法人は、年金積立金の管理及び運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が慎重な専門家の注意を払うとともに、法令及び管理運用法人と締結した契約その他の規程を遵守し、管理運用法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号口に規定する投資一任契約

三 前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

(制裁規程)

第二十三条 管理運用法人は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、管理運用法人の役員、委員及び職員（以下この項において「役員等」という。）が、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは管理運用法人が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員等に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

第五章 財務及び会計

(区分経理)

第二十四条 管理運用法人は、次の各号に掲げる経理については、他の経理と区分し、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 厚生年金積立金の管理に係る経理 厚生年金勘定

二 国民年金積立金の管理に係る経理 国民年金勘定

三 厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の管理並びに第十八条に規定する業務に必要な事務に係る経理 総合勘定

2 前項各号に定める勘定に係る業務上の余裕金の運用については、通則法第四十七条の規定にかかわらず、第二十一条の規定を準用する。

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 管理運用法人は、通則法第四十四条第一項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分^{あん}した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとする。

2 管理運用法人は、通則法第四十四条第二項の規定にかかわらず、総合勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、当該事業年度における厚生年金勘定及び国民年金勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分^{あん}し、それぞれこれらの勘定から受け入れた資金を減

額して整理するものとする。

3 厚生年金勘定及び国民年金勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

4 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定により整理された積立金の額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならない。

5 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

第六章 業務の概況の公表

第二十六条 管理運用法人は、各事業年度の決算完結後遅滞なく、当該事業年度における年金積立金の資産の額及びその構成割合並びに運用収入の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表しなければならない。

第七章 雑則

(特に必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第二十七条 厚生労働大臣は、年金積立金の安全かつ効率的な運用を行うため特に必要があると認めるときは、管理運用法人に対し、管理運用業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2 管理運用法人は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(年金財政に与える影響の検証等)

第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。

2 管理運用法人の業務の実績についての評価に関する通則法第三十二条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「分析の結果」とあるのは「分析の結果並びに年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」と、同条第三項中「評価の結果」とあるのは「評価の結果及び年金積立金管理運用独立行政法人法第二十八条第一項の規定による報告の内容」とする。

(財務大臣との協議)

第二十九条 厚生労働大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第二十一条第一項第二号の規定による指定をしようとするとき。
- 二 第二十五条第四項の額を定めようとするとき。
- 三 第二十六条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第三十条 管理運用法人に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ厚生労働大臣、厚生労働省及び厚生労働省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第三十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の規定は、管理運用法人の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第三十二条 管理運用法人の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第二百二十八号)の

規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第三十三条 第十三条（第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十四条 管理運用法人に関する通則法第七十条の規定の適用については、「又は職員」とあるのは、「委員又は職員」とする。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした管理運用法人の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第二十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第二十三条第一項又は第二十六条の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第二十四条第二項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十七条第三項（通則法第十四条の規定を準用する部分に限る。）及び第三十条並びに次条から附則第五条まで、附則第七条及び附則第三十九条の規定は、公布の日から施行する。

(基金の長期借入金の償還)

第二条 年金資金運用基金（以下「基金」という。）は、附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第二十条第一項及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第八十号。以下「旧事業団法」という。）第二十六条第一項の規定に基づく長期借入金（旧事業団法第十七条第二項の規定に基づく業務（以下「資金確保業務」という。））及び年金福祉事業団業務承継法附則第三条の規定による廃止前の年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律（昭和六十二年法律第五十九号）第二条の規定に基づく業務（以

下「基盤強化業務」という。)に係る部分を除く。)については、政令で定めるところにより、次条第一項の規定による基金の解散の時(以下「解散時」という。)までに償還するものとする。

2 政府は、前項の規定による償還に要する資金として政令で定める額の出資及び交付金の交付を行うものとする。

(基金の解散等)

第三条 基金は、管理運用法人の成立の時にいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時にいて管理運用法人及び独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が承継する。

2 基金の解散の際現に基金が有する権利のうち、管理運用法人及び機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、解散時にいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により承継する権利及び義務の範囲は、次の各号に掲げる法人ごとに当該各号に定めるところによる。

一 管理運用法人 基金が有する権利及び義務のうち次号に定めるもの以外のもの

二 機構 年金福祉事業団業務承継法第十二条第一項に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに年金福祉事業団業務承継法第十二条に規定する業務に係る権利及び義務

5 第一項の承継計画書は、基金が作成して厚生労働大臣の認可を受けたものでなければならない。

6 基金の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び国庫納付金の納付並びに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び業務概況書については、管理運用法人及び機構が従前の例により行うものとする。

7 第一項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(基金の資産の承継に伴う出資の取扱い等)

第四条 前条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、解散時までに政府から基金に対して出資された額(年金福祉事業団業務承継法第十一条第一項及び第三項、第十二条並びに第十三条に規定する業務に必要な資金に充てるべきものとして出資された額を除く。)は、その承継に際

し政府から管理運用法人に第十八条に規定する管理運用法人の業務に必要な資金に充てるべきものとして
出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項に規定する
承継計画書において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政
府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の資産の価額は、管理運用法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額
とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(厚生年金勘定等に関する経過措置)

第五条 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の
際、次の各号に掲げる勘定に属する資産及び負債は、それぞれ当該各号に定める勘定に属する資産及び負
債として整理するものとする。

一 附則第十四条の規定による廃止前の年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号。以下「基金法」

という。)第三十六条第一項第一号に定める厚生年金勘定(以下この条において「旧厚生年金勘定」という。)

二 基金法第三十六条第一項第二号に定める国民年金勘定(以下この条において「旧国民年金勘定」という。)

三 基金法第三十六条第一項第三号に定める総合勘定(以下この条において「旧総合勘定」という。)

総合勘定

四 年金福祉事業団業務承継法第六条に規定する承継資金運用勘定(以下この条において「旧承継資金運用勘定」という。)

附則第九条第一項に規定する特別の勘定(以下「承継資金運用勘定」という。)

2 前条第一項の規定により政府から出資されたものとされた額は、総合勘定に属する資本金として整理するものとする。

3 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が総合勘定において資本金として整理されている金額を超えるときは、当該超える金額を旧総合勘定が旧厚生年金勘定、旧国民年金勘定及び旧

承継資金運用勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額により、それぞれ厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金を増額して整理するものとする。

4 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧総合勘定から承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が総合勘定において資本金として整理されている金額を下回るときは、当該下回る金額を旧総合勘定が旧厚生年金勘定、旧国民年金勘定及び旧承継資金運用勘定から受け入れた資金の額を基準として政令で定めるところにより按分した額により、それぞれ厚生年金勘定、国民年金勘定及び承継資金運用勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとする。

5 第一項の規定により厚生年金勘定、国民年金勘定若しくは承継資金運用勘定に整理された資産の価額は第三項の規定によりそれぞれの勘定から受け入れた資金を増額して整理するものとされた額を加えた額は第一項の規定により厚生年金勘定、国民年金勘定若しくは承継資金運用勘定に整理された資産の価額から前項の規定によりそれぞれの勘定から受け入れた資金を減額して整理するものとされた額を差し引いた

額から、第一項の規定により厚生年金勘定、国民年金勘定又は承継資金運用勘定の負債として整理された金額を差し引いた額は、それぞれの勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

6 第一項、第三項及び第四項の資産の価額は、管理運用法人の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(非課税)

第六条 附則第三条第一項の規定により管理運用法人が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(事務所に関する経過措置)

第七条 管理運用法人は、政令で定める日までの間、第四条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

(承継資金運用業務)

第八条 管理運用法人は、旧事業団法第二十六条第一項の規定に基づき長期借入金(資金確保業務及び基盤

強化業務に係る部分に限る。附則第十一条第一項において同じ。）の償還が終了するまでの間、第十八条に規定する業務のほか、附則第三条第一項の規定により承継した資金確保業務及び基盤強化業務に係る資金の管理及び運用を行う。

（承継資金運用勘定）

第九条 管理運用法人は、前条の規定による業務（以下「承継資金運用業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 承継資金運用勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（合同運用）

第十条 承継資金運用勘定に属する資産は、年金積立金と合同して管理及び運用を行うものとする。

（総合勘定からの資金の融通）

第十一条 管理運用法人は、承継資金運用業務を円滑に実施するため、毎事業年度、長期借入金の償還に充てるべき金額に相当する金額を総合勘定から承継資金運用勘定へ融通するものとする。

2 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第一項の規定に基づき承継資金運用勘定に帰属させるものとされた利益のうち前項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第一項の規定を準用する。

3 附則第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十五条第二項の規定に基づき承継資金運用勘定の資金を減額して整理するものとされた損失のうち第一項の規定により融通された資金の運用により生じたものとして政令で定めるところにより算出した金額に相当するものについては、第二十五条第二項の規定を準用する。

(承継資金運用勘定の廃止等)

第十二条 管理運用法人は、承継資金運用業務を終えたときは、承継資金運用勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際承継資金運用勘定に属する資産及び負債を総合勘定に帰属させるものとする。

(管理運用業務に関する規定の準用等)

第十三条 管理運用法人が承継資金運用業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第二項	掲げる業務	業務	掲げる業務及び附則第八条に規定する業務
第十二条第一号	年金積立金	年金積立金及び附則第九条第一項に規定する特別の勘定（以下「承継資金運用勘定」という。）に属する資産	年金積立金及び附則第九条第一項に規定する特別の勘定（以下「承継資金運用勘定」という。）に属する資産
第十二条第二号	係る資産	係る資産並びに承継資金運用勘定に属する資産	係る資産並びに承継資金運用勘定に属する資産
第十九条第一項	前条	前条及び附則第八条	前条及び附則第八条
第二十条第一項から第三項まで、第二十二條、第二十六條、第二十	年金積立金	年金積立金及び承継資金運用勘定に属する資産	年金積立金及び承継資金運用勘定に属する資産

七条第一項及び第二十八 八条第一項		
第二十一条第一項	及び国民年金法第七十六条第一項の 規定に基づき寄託された積立金（以 下「国民年金積立金」という。）	、国民年金法第七十六条第一項の規定 に基づき寄託された積立金（以下「国 民年金積立金」という。）及び承継資 金運用勘定に属する資産
第二十四条第一項第三 号並びに第二十五条第 一項及び第二項	及び国民年金勘定	、国民年金勘定及び承継資金運用勘定
第二十四条第二項	勘定	勘定及び承継資金運用勘定

2 承継資金運用業務は、第三十五条第一号の規定の適用については、第十八条第一号に掲げる業務とみなす。

（年金資金運用基金法等の廃止）

第十四条 次の法律は、廃止する。

一 年金資金運用基金法

二 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律

(年金資金運用基金法等の廃止に伴う経過措置)

第十五条 基金の役員、投資専門委員又は職員であつた者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、この法律の施行の日(以下この条、次条及び附則第三十一条において「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に基金法(第十二条及び第二十条第三項を除く。)又は年金福祉事業団業務承継法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の経過措置)

第十六条 施行日前にした行為並びに附則第三条第六項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十七条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条の八」を「第七十九条の七」に改める。

第七十九条の三第一項中「を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針」を削り、「目的として」の下に「、年金積立金管理運用独立行政法人に対し」を加える。

第七十九条の四及び第七十九条の五を削り、第七十九条の六を第七十九条の四とし、第七十九条の七を第七十九条の五とし、第七十九条の八を第七十九条の六とし、第四章の二中同条の次に次の一条を加える。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第七十九条の七 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政

法人法(平成十六年法律第 号)の定めるところによる。

(国民年金法の一部改正)

第十八条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項中「を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針」を

削り、「目的として」の下に「、年金積立金管理運用独立行政法人に対し」を加える。

第七十七条及び第七十八条を削り、第七十九条を第七十七条とし、第八十条を第七十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(懲戒処分)

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）の定めるところによる。

第八十一条から第八十四条までを次のように改める。

第八十一条から第八十四条まで 削除

(積立金の運用に関する経過措置)

第十九条 平成十七年度に係る附則第十七条の規定による改正前の厚生年金保険法第七十九条の五第一項又

は前条の規定による改正前の国民年金法第七十八条第一項の規定による報告書については、なお従前の例による。この場合において、これらの規定中「遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」とする。

(厚生保険特別会計法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に改める。

一 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条及び第六条

二 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第四条第一項及び第六条

三 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第三十七条

(国民生活金融公庫法の一部改正)

第二十一条 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。)第十三条」を「独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項」に、「年金福祉事業団業務承継法第十三条」を

「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項」に、「年金資金運用基金の」を「独立行政法人福祉医療機構の」に、「年金資金運用基金に」を「独立行政法人福祉医療機構に」に改め、附則第二十項及び第二十一項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改め、附則第二十三項中「年金福祉事業団業務承継法第十五条第一項第二号」を「独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項」に、「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第二十二條 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十五条第一項第二号」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項」に、「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

附則第十二項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十三条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「年金資金運用基金」を削る。

(日本勤労者住宅協会法の一部改正)

第二十四条 日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十七号を次のように改める。

二十七 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号。附則第五条の二の規定に限る。)

(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正)

第二十六条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に、「年金福祉事業団の解

散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十三条」を「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項」に、「同法第十三条」を「同法附則第五条の二第三項」に改め、同条第二項中「年金資金運用基金」を「独立行政法人福祉医療機構」に改める。

（保険業法の一部改正）

第二十七条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の十二第二項中「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第二十八条 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第百十四条第四項中「年金資金運用基金又は年金積立金管理運用独立行政法人」を「年金積立金管理運用独立行政法人等」に、「年金資金運用基金等」を「年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）第三条」に、「年金資金の」を「年金積立金の」に改め、同条第五項中「年金資金運用基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)

第二十九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一年金資金運用基金の項を削る。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第三十条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
附則第五条の次に次の一条を加える。

(業務の特例)

第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。

3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十一条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は

、この場合について準用する。

5 機構は、第一項及び第二項に規定する業務（以下この条において「承継債権管理回収業務」という。）

（並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」という。）を設けて整理しなければならない。）

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び

同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。） 第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額

7 機構は、前項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

- 一 前項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額
- 二 前項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合にあつては、納付金の納付額）

8 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。

10 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあっせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第五条第二項</p>	<p>金額</p>	<p>金額及び年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第号）附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額</p>
<p>第十四条第一項</p>	<p>業務</p>	<p>業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務</p>

	第十四条第三項		金融機関	金融機関その他政令で定める法人
第十六条第一項	第十二条第一項	第十六条第四項	前条第六号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定	第三項
第二十四条第一項	掲げる業務	掲げる業務並びに附則第五条の二第一項及び第三項に規定する業務	第十四条第一項	第十四条第一項（附則第五条の二第
第二十五条第一項及び	第十四条第一項			

第二十六条第一号		十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二十八条	業務	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務
第二十二條	第二十五条第一項	第二十五条第一項（附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「、この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を行う場合には、厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項ノ

規定ニ依ル納付金」と、第六条中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第十六条第四項」とする。

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「国庫納付金」とあるのは、「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

16 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務は、第三十二条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。

（別に法律で定める日の検討）

第三十一条 前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（以下この条において「新機構法」という。）附則第五条の二第三項の別に法律で定める日については、施行日後一回目以降の厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し及び国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通しが作成される際に、新機構法附則第五条の二第三項に規定する業務の実施状況を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の一部改正）

第三十二条 独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表年金資金運用基金の項を削る。

（所得税法の一部改正）

第三十三条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表年金資金運用基金の項を削る。

（法人税法の一部改正）

第三十四条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表年金資金運用基金の項を削る。

（印紙税法の一部改正）

第三十五条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二年金資金運用基金の項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

第三十六条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二年金資金運用基金の項を削る。

（消費税法の一部改正）

第三十七条 消費税法（昭和六十三年法律第八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表年金資金運用基金の項を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十八条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）」を「及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）」に改める。

（政令への委任）

第三十九条 附則第二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十六条及び附則第十九条に定めるものほか、管理運用法人の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、年金資金運用基金を解散し、それに伴い年金積立金管理運用独立行政法人を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

年金積立金管理運用独立行政法人法案

新旧対照条文

年金積立金管理運用独立行政法人法案 新旧対照条文

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章の二 積立金の運用（第七十九条の二 第七十九条の七）</p> <p>（積立金の運用）</p> <p>第七十九条の三 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第四章の二 積立金の運用（第七十九条の二 第七十九条の八）</p> <p>（積立金の運用）</p> <p>第七十九条の三 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第七十九条の四 厚生労働大臣は、積立金の運用に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 積立金の運用の基本的な方向</p> <p>二 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>三 年金資金運用基金における年金資金（前条第一項の規定に基づき寄託された資金をいう。以下同じ。）の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p>

四 年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価に関する事項

五 その他積立金の運用に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、積立金の運用の目的に適合するようこれを定めるものとする。

4 第二項第二号に掲げる事項は、財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問するものとする。

6 厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 厚生労働大臣は、積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響、年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の状況、内外の経済動向その他の事情を考慮し、毎年少なくとも一回、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 厚生労働大臣は、前項の検討を行うに当たっては、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

9 第三項、第五項及び第六項の規定は、第七項の規定による基本方針の変更について準用する。

(報告書の提出及び公表)

第七十九条の五 厚生労働大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度における年金資金運用基金の決算完結後遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに、これを

<p>(運用職員の責務) 第七十九条の四 (略)</p> <p>(秘密保持義務) 第七十九条の五 (略)</p> <p>(懲戒処分) 第七十九条の六 (略)</p> <p>(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係) 第七十九条の七 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第 号)の定めるところによる。</p>	<p>公表しなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響並びに年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価を記載するとともに、当該年度における年金資金運用基金の業務概況書を添付しなければならない。</p> <p>(運用職員の責務) 第七十九条の六 (略)</p> <p>(秘密保持義務) 第七十九条の七 (略)</p> <p>(懲戒処分) 第七十九条の八 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（積立金の運用）</p> <p>第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（積立金の運用）</p> <p>第七十六条 積立金の運用は、厚生労働大臣が、前条の目的を達成するため、年金資金運用基金に対し、次条第一項に規定する基本方針に沿った運用に基づき納付金の納付を目的として、積立金を寄託することにより行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（基本方針）</p> <p>第七十七条 厚生労働大臣は、積立金の運用に関する基本方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 積立金の運用の基本的な方向</p> <p>二 積立金の運用に係る長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>三 年金資金運用基金における年金資金（前条第一項の規定に基づき寄託された資金をいう。以下同じ。）の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>四 年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価に関する事項</p> <p>五 その他積立金の運用に関する重要事項</p> <p>3 厚生労働大臣は、基本方針を定めるに当たっては、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本と</p>

し、積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、積立金の運用の目的に適合するようこれを定めるものとする。

4 第二項第二号に掲げる事項は、財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

5 厚生労働大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会に諮問するものとする。

6 厚生労働大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 厚生労働大臣は、積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響、年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の状況、内外の経済動向その他の事情を考慮し、毎年少なくとも一回、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 厚生労働大臣は、前項の検討を行うに当たっては、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

9 第三項、第五項及び第六項の規定は、第七項の規定による基本方針の変更について準用する。

(報告書の提出及び公表)

第七十八条 厚生労働大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度における年金資金運用基金の決算完了後遅滞なく、社会保障審議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及びその年金財政に与える影響並びに年金資金運用基金における年金資金の管理及び運用の評価を記載するとともに、当該年度における年金資金運用基金の業務概況書を添付しなければならない。

(運用職員の責務)

第七十七条 (略)

(秘密保持義務)

第七十八条 (略)

(懲戒処分)

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づき懲戒処分をしなければならない。

(年金積立金管理運用独立行政法人法との関係)

第八十条 積立金の運用については、この法律に定めるもののほか、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第号)の定めるところによる。

第八十一条から第八十四条まで 削除

第七十九条 (略)

(秘密保持義務)

第八十条 (略)

(懲戒処分)

第八十一条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)に基づき懲戒処分をしなければならない。

第八十二条から第八十四条まで 削除

改 正 案	現 行
<p>第五条 年金勘定ニ於テハ厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金積立金管理運用独立行政法人ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百二十二条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>	<p>第五条 年金勘定ニ於テハ厚生年金保険事業経営上ノ保険料、一般会計、船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、年金資金運用基金ヨリノ国庫納付金、確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第一百二十二条第一項ノ規定ニ依ル解散厚生年金基金等ヨリノ徴収金、業務勘定ヨリノ受入金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金其ノ他ノ諸費、同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金ヲ以テ其ノ歳出トス</p>
<p>第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、</p>	<p>第六条 業務勘定ニ於テハ健康保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ健康勘定ヨリノ受入金、厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金若ハ交付金又ハ独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金ニ充ツル為ノ年金勘定ヨリノ受入金、健康保険事業及厚生年金保険事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金、児童手当法第二十条第一項第一号ノ事業主ヨリノ拠出金及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヨリノ受入金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十六条第四項ノ規定ニヨル納付金並ニ附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ事業ノ業務取扱及当該拠出金ノ徴収ニ関スル諸費、健康保険事業ノ</p>

健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金積立金管理運用独立行政法人ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費、厚生年金保険事業ノ福祉施設費及営繕費、年金資金運用基金ヘノ出資金及交付金、独立行政法人福祉医療機構ヘノ交付金、年金勘定ヘノ繰入金並ニ児童手当交付金及児童育成事業費ニ充ツル為ノ児童手当勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

改 正 案	現 行
<p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金積立金管理運用独立行政法人からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金積立金管理運用独立行政法人への出資金及び交付金並びに独立行政法人</p>	<p>（国民年金勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第四条 国民年金勘定においては、国民年金事業に係る保険料、基礎年金勘定からの受入金、昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）の規定に基づく一般会計からの受入金、積立金からの受入金、積立金から生ずる収入、年金資金運用基金からの国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業に係る給付費（基礎年金給付費及び福祉年金給付費を除く。）及び還付金、基礎年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための業務勘定への繰入金その他の諸費をもつてその歳出とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（業務勘定の歳入及び歳出）</p> <p>第六条 業務勘定においては、法第八十五条第二項の規定に基づく一般会計からの受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金若しくは交付金又は独立行政法人福祉医療機構への補助金に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費、国民年金勘定への繰入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費、年金資金運用基金への出資金及び交付金並びに独立行政法人福祉医療機構への補助金をもつ</p>

福祉医療機構への補助金をもってその歳出とする。

てその歳出とする。

五 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（国民年金特別会計の国民年金勘定及び厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。以下同じ。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、<u>年金積立金管理運用独立行政法人</u>に対し、財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、<u>年金積立金管理運用独立行政法人</u>に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（国民年金特別会計の国民年金勘定及び厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。以下同じ。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、<u>年金資金運用基金</u>に対し、財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、<u>年金資金運用基金</u>に対し改正後の運用規定により寄託した各年度末の年金積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。</p>

改正案	現行
<p>18 附則</p> <p>19 公庫は、第十八条の二第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十八条第二号に掲げる業務のうち、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。</u></p> <p>20 前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合には、<u>第十八条の二第三項、第二十五条第二項、第二十八条第二項、第三十条及び第三十条の二の規定を準用する。</u>この場合において、<u>第十八条の二第三項中、「前二項の規定により金融機関又は郵政省」とあるのは、「附則第十九項の規定により独立行政法人福祉医療機構」と、その金融機関又は日本郵政公社」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構」と、第二十五条第二項中、「第十八条の二第二項」とあるのは、「附則第十九項」と、「日本郵政公社」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構」と、第二十八条第二項中、「第三十条第一項」とあるのは、「附則第二十項の規定により準用される第三十条第一項」と、第三十条第一項中、「受託金融機関」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構」と読み替えるものとする。</u></p> <p>21 前項の規定により準用される第三十条第一項の規定による報</p>	<p>18 附則</p> <p>19 公庫は、第十八条の二第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号。以下「年金福祉事業団業務承継法」という。）第十三条に規定する業務を行う場合には、第十八条第二号に掲げる業務のうち、年金福祉事業団業務承継法第十三条の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。</u></p> <p>20 前項の規定により公庫が年金資金運用基金に業務を委託する場合には、<u>第十八条の二第三項、第二十五条第二項、第二十八条第二項、第三十条及び第三十条の二の規定を準用する。</u>この場合において、<u>第十八条の二第三項中、「前二項の規定により金融機関又は郵政省」とあるのは、「附則第十九項の規定により年金資金運用基金」と、その金融機関又は日本郵政公社」とあるのは、「年金資金運用基金」と、第二十五条第二項中、「第十八条の二第二項」とあるのは、「附則第十九項」と、「日本郵政公社」とあるのは、「年金資金運用基金」と、第二十八条第二項中、「第三十条第一項」とあるのは、「附則第二十項の規定により準用される第三十条第一項」と、第三十条第一項中、「受託金融機関」とあるのは、「年金資金運用基金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>21 前項の規定により準用される第三十条第一項の規定による報</p>

告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人福祉医療機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

22
(略)

23 公庫は、独立行政法人福祉医療機構法附則第五条の第二十一項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第一項の規定により独立行政法人福祉医療機構の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十八条の二第三項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした年金資金運用基金の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

22
(略)

23 公庫は、年金福祉事業団業務承継法第十五条第二項第二号の規定により年金資金運用基金の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十八条の二第三項から第五項までの規定は、この場合について準用する。

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条（略）</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基</p>

金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>附 則</p>	<p>附 則 （業務の特例）</p> <p>第十條の二 協会は、年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十二條第二項第二号に掲げる業務を行う場合には、第二十三條に規定する業務のほか、協会が譲渡する住宅及びこれに付随する宅地又は借地権を取得する厚生年金保険の被保険者に対し、年金資金運用基金から借り入れた同号イに掲げる資金により当該取得に必要な資金の貸付けを行うこと及びこれに附帯する業務を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により協会の業務が行われる場合には、第三十八條中「及び沖繩振興開発金融公庫」とあるのは「、沖繩振興開発金融公庫及び年金資金運用基金」と、第四十三條第三号中「第二十三條」とあるのは「第二十三條及び附則第十條の二第一項」とする。</p>

十 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第二条関係） 一～二十六（略）</p> <p>二十七 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号。附則第五条の二の規定に限る。） 二十八～三十三（略）</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一～二十六（略）</p> <p>二十七 年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号） 二十八～三十三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（業務の委託等の特例）</p> <p>第七条 公庫は、第二十条第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。</u></p> <p>2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した<u>独立行政法人福祉医療機構</u>に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（業務の委託等の特例）</p> <p>第七条 公庫は、第二十条第一項及び第二項の規定による場合のほか、<u>年金資金運用基金が年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第十三条に規定する業務を行う場合には、第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けの業務のうち、同法第十三条の規定により年金資金運用基金のあつせんを受ける者からの当該小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金資金運用基金に委託することができる。</u></p> <p>2 公庫は、業務を行うため必要があるときは、前項の規定により業務を委託した<u>年金資金運用基金</u>に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則 （解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例） 第一条の十三（略）</p> <p>2 年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、確定給付企業年金法第百十四条第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、当該資産の移換は、内閣府令で定めるところにより、当該年金積立金管理運用独立行政法人と締結する生命保険の契約に係る当該資産の額に相当する金額の保険料の收受とみなして、この法律の規定を適用する。</p>	<p>附 則 （解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納に関する特例） 第一条の十三（略）</p> <p>2 年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する生命保険会社が、確定給付企業年金法第百十四条第四項の規定により解散厚生年金基金等から物納に係る資産を移換される場合には、当該資産の移換は、内閣府令で定めるところにより、当該年金資金運用基金と締結する生命保険の契約に係る当該資産の額に相当する金額の保険料の收受とみなして、この法律の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納） 第百十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者（以下この項において「年金積立金管理運用独立行政法人等」という。）に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金積立金管理運用独立行政法人等が年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）第三条に規定する年金積立金の管理及び運用のために取得したものとみなす。</p> <p>5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金積立金管理運用独立行政法人に対し寄託したものとみなす。</p> <p>6（略）</p>	<p>（解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納） 第百十四条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の許可に係る解散厚生年金基金等は、政令で定めるところにより、当該物納に係る有価証券を年金資金運用基金又は年金資金運用基金と資金の管理及び運用に関する契約を締結する者（以下この項において「年金資金運用基金等」という。）に移換するものとする。この場合において、当該有価証券は、年金資金運用基金等が年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）第一条に規定する年金資金の管理及び運用のために取得したものとみなす。</p> <p>5 前項の場合において、当該有価証券の価額として政令で定めるところにより算定した額は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法第七十九条の三第一項の規定により厚生労働大臣が年金資金運用基金に対し寄託したものとみなす。</p> <p>6（略）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（業務の特例）</p> <p>第五条の二 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第 号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律第十二条第一項に規定する債権の回収が終了するまでの間、第十二条第一項に規定する業務のほか、当該債権の管理及び回収の業務を行う。</p> <p>2 機構は、前項に規定する業務に附帯する業務を行うことができる。</p> <p>3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五十条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。</p> <p>4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十三条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十八条の規定による</p>	<p style="text-align: center;">附則</p>

改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5 機構は、第一項及び第二項に規定する業務（以下この条において「承継債権管理回収業務」という。）並びに第三項に規定する業務（以下この条において「承継教育資金貸付けあつせん業務」という。）に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定（以下この条においてそれぞれ「承継債権管理回収勘定」及び「承継教育資金貸付けあつせん勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合
第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。）第一項に規定する債権の元本であつて当該事業年度において回収されたものの金額

7 機構は、前項の規定により納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額により、そ

それぞれ資本金を減少するものとする。

一 前項第一号に掲げる場合 納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額

二 前項第二号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合にあつては、納付金の納付額）

8 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。

10 機構は、前項の規定により承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止したときは、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

11 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、次の表の上欄に掲げるこの法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	金額
	金額及び独立行政 法人年金資金運用 基金法（平成十六 年法律第 号 ）附則第四条第二 項の規定により政 府から出資があつ

第十四条第一項	業務	たものとされた金額
第十四条第三項	金融機関 第一項	業務並びに附則第五条の二第一項に規定する業務 金融機関その他政令で定める法人 第一項（附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条第一項	第十二条第一項	第十二条第一項及び附則第五条の二第三項
第十六条第四項	前条第六号に掲げる業務に係る勘定	前条第六号に掲げる業務に係る勘定並びに附則第五条の二第五項に規定する承継教育資金貸付けあつせん勘定
第二十四条第一項	掲げる業務	掲げる業務並びに附則第五条の二第二項及び第三項に規定する業務
第二十五条第一項及び第二十六條第一号	第十四条第一項	第十四条第一項（附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用

第二十八条	業務	する場合を含む。 業務並びに附則第五 条の二第一項に 規定する業務
第三十二条	第二十五条第一項	第二十五条第一項 (附則第五条の二 第十一項の規定に より読み替えて適 用する場合を含む)。
<p>12 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第十五条第二項中「又はこの法律」とあるのは、「この法律又は独立行政法人福祉医療機構法」とする。</p>		
<p>13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項ノ規定ニ依ル納付金」と、第六条中「第十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第十六条第四項」とする。</p>		
<p>14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。</p>		

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「国庫納付金」とあるのは、「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

16 承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務は、第三十三条第二号の規定の適用については、第十二条第一項第十二号に掲げる業務とみなす。

十六 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）			
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	日本郵政公社
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
別表（第二条関係）			
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	日本郵政公社
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	日本郵政公社法（平成十四年法律第 九十七号）
(略)	農水産業協同組合貯金 保険機構	(略)	年金資金運用基金
(略)	農水産業協同組合貯金 四十八年法律第五十三号)	(略)	年金資金運用基金法（平成十二年法 律第十九号）

二十一 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
二 （略）	名称 （略） 日本郵政公社	名称 （略） 日本郵政公社	名称 （略） 日本郵政公社
	根拠法 （略） 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	根拠法 （略） 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	根拠法 （略） 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
	農業共済組合 農業共済組合連合会	農業共済組合 農業共済組合連合会	農業共済組合 農業共済組合連合会
	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
	年金資金運用基金 年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）	年金資金運用基金 年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）	年金資金運用基金 年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
	名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）
	根拠法 （略）	根拠法 （略）	根拠法 （略）
	名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）
	根拠法 （略）	根拠法 （略）	根拠法 （略）
	名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）
	根拠法 （略）	根拠法 （略）	根拠法 （略）
	名称 （略）	名称 （略）	名称 （略）
	根拠法 （略）	根拠法 （略）	根拠法 （略）

改 正 案	現 行
<p>（社会保障審議会）</p> <p>第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）、介護保険法（平成九年法律第二百十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）及び健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（社会保障審議会）</p> <p>第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第一百十号）、介護保険法（平成九年法律第二百十三号）、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 （略）</p>